

第11回 長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会

日時：令和8年7月8日（水）14：00～16：00

会場：長野県スポーツ会館

1 開会

2 教育次長挨拶

3 報告事項

- (1) 令和7年度実証事業市町村における成果と課題の報告 【別紙1】
- (2) 令和8年度取組の進捗状況について P, 1

4 協議事項

- (1) 認定地域クラブ活動の要件策定について P,16
 - ・安全確認マニュアル・事故対応フローについて 【別紙2】
- (2) 地域クラブ活動の相談窓口の設置について P,21
- (3) 地域クラブ活動と学校との連携のあり方について P,23

5 情報提供・その他

- (1) 中体連大会参加申請地域クラブ活動の状況（長野県中学校体育連盟） 【別紙3】
- (2) 啓発用リーフレット（相談窓口含む）の更新について P,27
- (3) 教員が勤務時間内に地域クラブ活動を指導する場合について P,29
- (4) 中学校部活動地域展開の今後の推進について P,30

6 閉会

1 令和7年度中学校部活動調査（令和8年1月）の結果から

本県公立中学校（182校）の運動部（1,261部）と文化芸術部（451部）における地域展開の状況

- 本県のガイドラインが示す“令和8年度末を休日の地域展開完了の目途とする”においては、
 - ・ **スポーツ分野では、1,132部/1,261部（89.8%）が、休日の地域展開を完了する予定**
 - ※ 内、平日も含めた地域展開は、538部（42.7%）
 - ・ **文化芸術分野では、366部/451部（81.2%）が、休日の地域展開を完了する予定**
 - ※ 内、平日も含めた地域展開は、203部（45.0%）
- あわせて、**1,498部/1,712部（87.5%）が、休日の地域展開を完了予定**としている

2 令和8年度 部活動地域展開市町村の状況調査（令和8年6月時点）の結果から【速報値】

- ①地域展開の状況
 - 休日、平日ともに地域展開している市町村 … 15市町村（約20%）
 - 休日のみ地域展開している市町村 …… 54市町村（約70%）
 - あわせて約90%…取組の進展に差が見られる市町村への重点支援が必要
- ②広域連携の状況 県内5つのエリアで推進中
 - ・広域連携の手順 ・人数不足による合同クラブ ・指導者確保のための連携
- ③運営団体の位置づけ
 - 【総合型地域スポーツクラブ・スポーツ協会等・一般社団法人 約15%
 - 【実施主体の地域クラブが運営団体】 約15%
 - 【市町村教育委員会】 約55%
 - 法人化の推進 適切なクラブ運営 市町村事務局の負担増の解消
- ④コーディネーターの配置あり 約70%

2 令和8年度部活動地域展開市町村の状況調査（令和8年6月時点）の結果から【速報値】

⑤認定地域クラブ活動要綱策定済み 約29% 令和8年度中に作成予定 約33%

→認定地域クラブ制度の周知※認定要件の確認・徹底

⑥運営体制等・クラブ運営方針あり 約70%

・危機管理マニュアルあり 約32% →危機管理マニュアルの作成推進

・指導者規約あり 約49% ・指導者研修あり 約61%

・会費規約あり 約47% →運営方針・指導者規約・会費規約等の更なる推進

⑦年会費・月会費

年会費0～10,000円 月会費0～3,000円 ※3,000円が最も多く11市町村

⑧財源確保の取り組みあり 約30%

クラウドファンディング・賛助会制度・企業からの寄付 → 財源確保は大きな課題

⑨学校との連携あり 約80% → 学校との連携が100%にしたい

⑩相談窓口の設置あり 約49% 県の窓口との連携

* 今後の課題 ・活動場所への移動手段・指導者確保(特に平日)

・持続可能な財源確保

・子供たちの居場所としてのクラブの在り方 →ALL信州で支え、英知を結集！

信州地域クラブ活動ライドシェアモデル実証事業

目的



地域展開における移動手段確保の課題対応のため、安全かつ効率的な移動手段として、**地域に根差した公共ライドシェアやボランティア輸送によるモデル実証事業**を通して、地域クラブ活動の環境整備を図る

現状と課題



○ 小規模町村が多い本県は、生徒のニーズに応えるため複数自治体が広域連携で地域クラブ活動を設立
令和7年度は、39地区57市町村が国の実証事業に取り組む中、12地区30市町村が広域連携で実施

○ 広域連携で取り組む地域の移動方法（いずれも平日の活動は1部のみ）

- ・南佐久6町村は、JR小海線を利用 → 最も多く利用した生徒は年間3万円程度（町村が負担）
- ・千曲市・坂城町は、タクシーを利用 → 延べ390回で約250万円（R7迄は国庫10/10で対応）



【タクシーで移動する生徒】

○ **過疎地域は公共交通機関による移動は困難**で、保護者送迎に頼らざるを得ず、その負担感が大きく、**効率的な移動手段の確保が喫緊の課題**

低コストで柔軟な送迎サービスを提供する「公共ライドシェア」や保護者の協力による「ボランティア輸送」のモデル実証事業

事業内容



- ① 広域連携により平日の地域展開を推進する自治体に公募しモデル4地区を選定
- ② **運営主体の自治体に、運送車両（ワンボックス10人乗り想定）各2台をリース**
- ③ 地区の自治体によって、「公共ライドシェア」or「ボランティア輸送」を選択

公共ライドシェア（自家用有償旅客）

- ・バスやタクシーの輸送手段の確保が困難な地域
- ・運営主体は市町村やNPO法人等
- ・使用車両は自家用車（白ナンバー）
- ・有償（実費の範囲内）による旅客運送
- ・登録要件は、安全対策の確保、地域関係者の協議

ボランティア輸送（無償輸送）

- ・道路運送法による規制なし
- ・運送可能範囲の制限がなし
- ・共助に対するお礼（謝金）は可能
- ・実費（燃料費、駐車料金等）の請求・支払いは可能

自分家の車を使わないから安心

ガイドラインを参考に早期実用化



保護者会で当番制にしたので、送迎負担が軽減

- ④ **道路運送法上の留意点やドライバー・車両の運用等をガイドライン化**（安全体制の構築）
- ⑤ 実績に基づく効率性や費用対効果、利用者満足度などを収集・分析

ライドシェア等の有効性を検証し、他地区への普及拡大の足がかりに

ライドシェアモデル事業候補エリアの状況

- 東北信エリアを候補に導入を検討中
- 補助対象エリア担当者向け事例紹介・意見交換会開催
(6/25)

- ・中川村(事業者)による先進事例紹介
- ・ライドシェア導入に向けた意見交換
- ・交付要綱(案)、様式(案)についての意見交換



ライドシェアモデル事業体験会の実施

令和8年(2026年)5月22日付け通知(8教保第186号)にて施行 〆切済み

希望するエリアへ訪問し体験会を開催、複数市町村での合同開催も可能

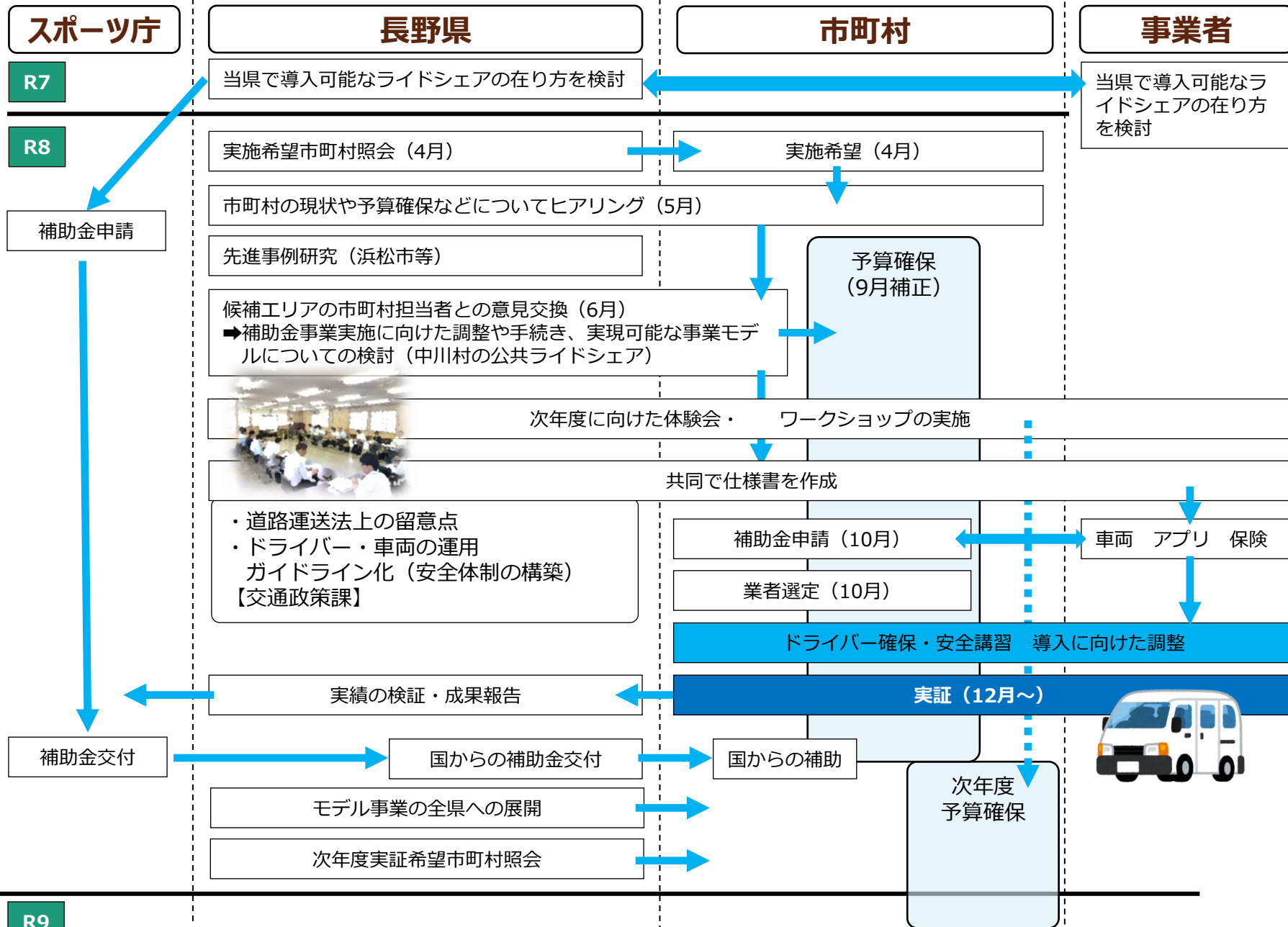
第1部:ライドシェア体験【対象:中学生とその保護者、市町村担当者、地域クラブ関係者】

- ・安全対策(ドライバー講習や危険運転防止、アルコールチェック機能、事故時の対応等)について
- ・ライドシェアアプリの紹介、デモカーによる移動体験等

第2部:ワークショップ【市町村担当者、地域クラブ関係者】

- ・地域クラブ活動場所への移動のためライドシェアを導入する場合の課題などについて話し合います。

信州地域クラブ活動ライドシェアモデル実証事業のイメージ



なぜ法人化か？

- 活動中の事故による高額な損害賠償保険への加入が可能
- 組織としての責任の明確化が図られ、組織ガバナンスが強化

団体としての賠償責任保険の加入対象が法人となっていることが多いことに加え、組織としての責任の明確化やガバナンスの確保の観点から、特定非営利活動法人や一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等の法人格を有する運営団体が実施主体を統括する体制で運営することが期待される。

ガイドラインの整備

包括的なガイドラインが組織全体での役割の一貫した履行を確保

組織ガバナンス



権限の明確化

明確に定義された役割と意思決定権が組織構造を強化

リスク管理

明確な責任が潜在的な問題への迅速な対応に可能



効率の改善

合理化されたプロセスと迅速な意思決定が業務効率を向上

法人化のメリット・デメリット

メ リ ッ ト

- ① 社会的信用と信頼性の向上
 - ・法的に認可されるため、社会的信用が得られる。
- ② 資金調達の拡大
 - ・法人団体を対象とした助成金や補助金申請が可能になる。
 - ・企業からの寄付やスポンサーシップも受けやすくなる。
- ③ 税制上の優遇措置を受けられる可能性
 - ・寄付金や会費は非課税。（収益事業のみ課税）
- ④ 組織運営の明確化と継続性の確保
 - ・団体名で契約や口座開設可能になり代表者のリスク軽減。
 - ・団体の財産や活動が法人に帰属し、活動の継続性が担保。
 - ・責任と権限の明確化されガバナンス強化と透明な運営が可能。

デ メ リ ッ ト

- ① 設立・維持のコストと時間
 - ・手続きに時間と費用がかかる。（NPOは行政庁の認証が必要で最低3ヵ月～半年は要する）
 - ・会計監査や年次報告等、定期的な手続きが必要。
- ② 運営の複雑化と柔軟性の低下
 - ・法律に基づく規制や遵守事項が増え、意思決定や活動の変更の柔軟性が低下し運営が複雑化。
 - ・会計や事務処理が煩雑化し、運営スタッフの負担が増加。
- ③ 活動の制約（NPO法人の場合）
 - ・不特定多数の者の利益のために活動を行う必要があり、事業に制限が生じる場合がある。

事業内容

① 法人設立準備経費等の補助

- 定款作成、登記手続き等のコンサルティングや経費補助
- 設立総会等の開催にかかる会場費、印刷製本費の補助
 - ・補助率：補助対象経費の2/3以内
 - ・補助上限額：補助上限額 100千円

② 経営・運営体制強化のための支援

- ・事業計画、財務計画等の策定支援
- ・会費制度、組織体制等のコンサルティング

③ 人材育成

- ・役員、事務局職員等に対するクラブマネジメント研修



信州地域クラブ活動の法人化推進に向けた研修会を開催します

部活動の地域展開において、中学生のスポーツ・文化芸術活動の拠点となる地域クラブの安全・安心な活動体制の確立を目的に、法人化のメリットや法人化に向けた手続きをわかりやすく説明する研修会を開催します。

1 日時・場所

(1) 第1回

令和8年6月29日(月) 午前10時から11時まで 県北信合同庁舎 講堂

(2) 第2回

令和8年6月29日(月) 午後2時から3時まで 県上田合同庁舎 講堂

(3) 第3回 中止

~~令和8年7月1日(水) 午前10時から11時まで 県飯田合同庁舎 講堂~~

(4) 第4回

令和8年7月1日(水) 午後2時30分から午後3時30分まで
県諏訪合同庁舎 講堂

2 内容(行政書士による説明)

(1) 一般社団法人設立に必要となる手続き及び書類の作成について

(2) 公益認定に必要となる手続き及び書類の作成について

(3) 特定非営利法人設立に必要となる手続き及び書類の作成について

※今年度から始まる長野県独自の法人化推進支援の補助金についての説明もあります。

3 対象者

(1) 市町村における部活動の地域展開担当者

(2) 地域クラブ関係者

4 受講申込方法

以下 URL 又は二次元コードから6月22日(月)までに申込を行ってください。

https://forms.cloud.microsoft/Pages/ResponsePage.aspx?id=yGRD16f3k-ESLUEVbg_i3-7InlTAppGrO-JB2Yimy1UN1RISDNruiywU0hDMTRCOIUTFFRUDJLVy4u



県内3つの会場にて研修会を実施
53名の参加



長野県地域クラブ活動法人化推進事業補助金のご案内



長野県は、部活動の地域展開において、中学生のスポーツ・文化芸術活動の拠点となる地域クラブが持続可能かつ安定的な運営体制を確立することを目的に、運営団体の法人化を促進し、その設立に要する経費を補助します。

補助対象事業

認定地域クラブ活動の運営団体が法人格を取得するために実施する事業とします。

補助金額

上限 10万円

補助金の額は補助対象経費の2/3とし、上限を100,000円とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てることとする。

補助対象経費

① 法人設立準備に係る経費

- ・定款、申請書作成等に係る専門家への報酬、謝金、旅費、委託料
- ・設立総会等の開催に要する会場借上料、印刷製本費

② 経営・運営体制の整備に係る経費

- ・事業計画、財務計画等の策定支援に要する委託料
- ・会費制度、組織体制等の構築に係る委託料

③ 人材育成に係る経費

- ・役員、事務局職員のクラブマネジメント研修等の受講料

※次の経費は補助対象外

- (1) 登録免許税、定款認証手数料等の公租公課
- (2) 団体の経常的運営に要する経費

詳細はこちら



補助対象者

- (1) 長野県内で中学生期の認定地域クラブ活動の運営を行い、又は行う予定の団体
- (2) 法人格(一般社団法人、特定非営利活動法人等)の取得を予定している団体
- (3) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)の規定に基づく暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと



【問合せ先】

長野県教育委員会事務局保健厚生課学校体育係

TEL 026-235-7448

メール club-support@pref.nagano.lg.jp

本県の地域展開ポスターとシンボルマークの決定について

信州地域クラブ活動推進公認ポスター

「新しい自分へ、挑戦の一步。」

学校部活動の地域展開は、活動の場所が変わるだけではなく、**生徒一人ひとりが自分の可能性を広げ、新しいことに挑戦する機会**でもある。

山を越えて跳躍する人物をモチーフにすることで、**困難を乗り越え成長していく姿と、新しい自分を見つける前向きな挑戦**を表現している。

また、学校と地域の風景を組み合わせることで、**人や社会とのつながりの中で成長していく未来**を象徴している。



信州地域クラブ活動推進公認シンボルマーク

トライトクラブは「トライ=挑戦」の心を大切にし、未来を「ライト=光」で照らす存在を目指します。

シンボルマークの矢印は**成長と前進**、そして壁を突き破る強さの象徴。

クロスした形は**地域と学校がつながり、共に未来を創る姿**を表しています。オレンジは子どもたちの元気さと地域の暖かさを、紺色（勝色）は**努力の先にある成果への願い**を込めています。



県総括コーディネーター等による市町村訪問支援・個別支援

1 目的

地域展開の考え方やガイドラインの周知、近隣市町村との広域連携の渉外など、市町村において地域クラブ活動への展開が推進されるよう県総括コーディネーターを3名配置して訪問支援や個別支援を行う。

また、行政事務職員を2名配置し、契約手続きや書類作成等の専門的な事務処理を円滑に進めるとともに、実証事業に取り組む市町村の事務担当者への的確なアドバイスや支援を行う。

2 市町村訪問支援・個別支援の状況(計画含む)

4月		
①②	4月16日(木)	諏訪市/辰野町
③④	4月24日(金)	筑北村/生坂村
⑤⑥	4月27日(月)	軽井沢町/佐久市
⑦⑧	4月30日(木)	下諏訪町/岡谷市
計4回(8市町村)		

5月		
⑨⑩	5月1日(金)	小川村/白馬村
⑪⑫	5月13日(水)	木祖村/木曽町・王滝村
⑬⑭	5月22日(金)	売木村/根羽村
⑮⑯	5月25日(月)	高森町/豊丘村
⑰⑱	5月28日(木)	山形村/朝日村
計5回(11市町村)		

6月		
⑲⑳	6月3日(水)	山ノ内町/中野市
㉑㉒	6月5日(金)	栄村/野沢温泉村
㉓㉔	6月8日(月)	小布施町/高山村
㉕㉖	6月9日(火)	川上村/南牧村
㉗㉘	6月12日(金)	富士見町・原村
㉙㉚	6月16日(火)	阿南町/天龍村
㉛㉜	6月17日(火)	駒ヶ根市/宮田村
㉝㉞	6月25日(木)	南木曽町/大桑村
㉟㊱	6月29日(月)	飯島町
計9回(17町村)		

令和8年7月1日現在 18回(36市町村)

3 その他の支援

- 5月19日(火) 14:00~16:00 中信地区中学校部活動地域展開情報交換会(参集)
- 5月20日(水) 13:30~15:45 北信地区中学校部活動地域展開情報交換会(オンライン)
- 5月21日(木) 10:30~12:00 県・市町村総括コーディネーター会議(オンライン)
- 6月24日(水) 13:30~16:00 東信地区中学校部活動地域展開情報交換会(参集)
- 7月 8日(水) 13:30~16:10 南信地区中学校部活動地域展開情報交換会(参集)
- 7月 8日(水) 14:00~16:00 第11回長野県スポーツ・文化芸術活動連絡協議会



令和8年4月27日（月）・28（水）18:00～ 指導者養成リーダー向けオンライン研修会を開催

1 目的

地域振興局単位（10圏域）に県教委が行う指導者養成リーダー研修を受講した指導者養成リーダーを地域クラブ活動に研修講師として派遣し、中学生期のスポーツ・文化芸術活動における充実・生徒の健全な成長を支援する指導者を育成

① 指導者の質の向上

指導者が適切な指導技術や知識をもつことで、生徒に対して質の高い指導が提供され、スポーツや文化活動の効果が最適化

② 安全管理の徹底

指導者は安全管理の重要性や具体的な方法を学ぶことにより、活動中の事故やケガを防止

③ 一貫した指導方針の共有

地域全体で一貫した指導方針や目標を共有することにより、地域クラブ活動が統一された方向性で進められ、生徒にとって一貫性のある学びの場を提供

④ 指導者のモチベーション向上

指導者同士の交流や情報共有が促進され、指導者のモチベーションが向上し、地域クラブ活動が活性化

⑤ 地域連携の強化

地域のさまざまな主体（学校、地域団体、企業など）の交流・連携により、地域全体での協力体制が強化され、持続可能な地域クラブ活動の実現に寄与

2 指導者養成リーダー（派遣講師）一覧

地 域	氏 名	職（前職等）
長 野	新井 孝之	須坂市教育委員会指導主事（前・須坂東中学校長）
	秋山 昇	長野市立長野高等学校参与（前・松代中学校長）
北 信	須山 千才	中野市立豊田中学校長（元・保健厚生課指導主事）
佐 久	松本 隆	佐久市立野沢小学校長（前・東信教育事務所学校教育課長）
上 田	畠山 正幸	上田市教育委員会指導主事（前・上田第五中学校長）
木 曽	上田 宏志	一般社団法人木曽教育会事務局長（元・南木曽中学校長）
松 本	興 幸雄	松本市立丸ノ内中学校教諭（前・筑摩野中学校長）
大 北	中村 恭之	長野市立中条小学校長（元・スポーツ課指導主事）
諏 訪	飯嶋 政泰	岡谷市立長地小学校長（前・東信教育事務所生涯学習課長）
上伊那	酒井 修一	飯島町立飯島中学校長（前・スポーツ課学校体育係長）
飯 伊	吉澤 高志	下條村立下條小学校長（元・飯田教育事務所指導主事）

指導者養成リーダーは、その地域にお住いの学校教育・スポーツ指導に精通した現職校長又はOB校長



令和7年度派遣実績 11回

令和8年（2026年）4月24日付け通知（8教保第91号）にて施行

令和8年（2026年）4月23日付け通知（8教保第81号）にて施行

1 目的

- （1）アスレティックトレーナー等を派遣し、選手の健康管理とパフォーマンス向上及び指導者の資質向上を図る。
- （2）県内トップアスリートや指導者を派遣し、選手の技術力とモチベーションの向上及び指導者の指導力向上を図る。

2 対象者と派遣先

- 地域クラブ活動に所属する選手及び指導者・協力者
- 地域クラブ活動又は地域クラブ活動を統括する運営協議会等に派遣（学校への派遣も可）



派遣事業の様子から

期日：5月9日（土）

派遣先：千曲坂城クラブ おぼすてスイミングクラブ

派遣者：塚田 理恵（旧姓 金藤）さん

（2016年リオデジャネイロ五輪 200m平泳ぎ金メダリスト）

参加者の感想

○指導の引き出しの多さに感動です。今年で5年連続になりますが、毎年違う言葉と違う練習方法を指導してもらっています。金藤さんは「同じことやっているだけだよ」といいいますが、これおだけ角度を変えて具体的な動きを指導してもらうと、新鮮です。

○肩甲骨の動かし方がわかった。肩を引くことで、前に重心がかかり大きく伸びることができる。

○わかりやすく、ていねいに指導してもらって、よくわかった。

○今日の指導を生かして、もっと速くなりたい。

県内プロスポーツチームの派遣も依頼

令和 8 年（2026年）4月23日付け通知（8 教保第80号）にて施行

1 目的

- 生涯にわたりスポーツに親しむ生徒の育成を目指して、**心身の発育・発達段階に適切で効果的な指導が地域クラブ活動で実践**されるよう、**健康管理やケガの予防、リハビリなどを行う専門的なアスレティックトレーナーを地域クラブ活動に派遣**し、生徒の健康管理とパフォーマンス向上及び指導者の資質向上につなげる

2 現状と課題

- 発育急進期の段階にある**中学生期のスポーツ活動はスポーツ傷害につながりやすく適切なケアが必要**
- 競技志向や普及志向と多様なクラブがある中、特に競技志向の地域クラブ活動に周知することが必要
- 地域クラブ活動の増加に伴い、令和 7 年度から地域クラブ活動への派遣を事業化
- 生徒は身体に痛みがあっても指導者に言い出しにくく、**指導者はスポーツ傷害の知見を高めることが必要**

基礎体力の向上をねらった冬季トレーニング方法

身体の回復を図るエクササイズやコンディショニング方法

3 事業内容

- 地域クラブ活動にアスレティックトレーナー等を派遣し、スポーツ傷害等を防止するための柔軟、体幹トレーニングの指導、実際にけがをした際の応急処置、けがから復帰する際のリハビリ等について医科学的視点に立った指導を生徒、指導者に対して実施

派遣トレーナー等

- ①長野県アスレティックトレーナーズ協会会員
- ②長野県柔道整復師会会員
- ③スクールトレーナー等を有する理学療法士



主な指導

- アライメントチェックやコンディショニング指導
 - ・スポーツ傷害の予防
 - ・身体（骨格、姿勢等）の歪みのチェック
 - ・改善トレーニングの処方
 - ・ウォーミング・アップやクーリング・ダウン
 - ・スポーツマッサージ
 - ・ストレッチング、アイシング等の理論と実技指導
- テーピング方法や応急処置指導
 - ・アスレティック・リハビリテーション
 - ・スポーツ外傷における応急処置法
 - ・ケガの防・再発防止・除痛を目的としたテーピング



股関節や肩甲骨の可動域を高めるエクササイズ

令和 7 年度派遣実績 22回

目的

体育館や公民館等の様々な場所で、親子を含めた地域住民がスポーツ、伝統文化、芸術等の多様な体験・鑑賞等が享受できる機会を提供し、学校内外で地域の子もたちが、スポーツ・文化芸術活動の体験機会が失われたことで生じる体験格差を是正するとともに、スポーツ・文化芸術活動の振興を通じた地域の活性化を促進

現 状

- 国は、地域展開を推進する上で、生徒のニーズに応じた多種多様な体験（新たな価値の創出）を求めている
- 県内には地域特有の歴史と文化をもつスポーツ・文化芸術活動がある
(木曽の相撲、箕輪のフェンシング、駒ヶ根のラグビー、諏訪のローイング、更埴のハンドボール)
- 小規模中学校では、選択できる部活動が限られていたが、地域展開により、多種多様な活動が選択可能になった
- 「まつチャレフェスタ! 2025」では、地域クラブ活動や学校部活動にはなかった多様な活動の体験機会を創出

【まつチャレフェスタ! 2025のブース(体験会)に出展した既存の部活動になかった活動】

フェンシング	ラグビー	ウエイトリフティング	ピククルボール	麻雀
e-Sports	スポーツチャンバラ	スラックライン	パルクール	太鼓

- 国は認定地域クラブ活動の要件の1つに、「学校等との適切な連携」を挙げ、「生徒・保護者等への情報提供(小学校高学年時の体験会、中学校入学時にオリエンテーション等)」を求めている

課 題

- 多様なスポーツ・文化芸術活動を経験する機会が少なく、新たな地域クラブ活動のモデル構築が必要
- e-Sportsやピククルボールは次世代のオリンピック競技と言われる中、本県では普及が遅れている
- 市町村や学校からの地域クラブ活動に係る情報提供や体験機会が不足

事業
内容

市町村が行う地域クラブ活動体験会の支援とともに、県スポーツ協会、県競技団体、信州アーバンスポーツクラブ、県文化芸術関係団体等の協力を得ながら、「スポーツ・文化芸術活動バイキング体験会」を開催し、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動を経験する機会を提供



自分に合った文化芸術活動を見つけて自分らしく取り組むことで・・・

一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」ととことん追求する「探究県」長野の学びの実現

令和8年度 多様なスポーツ・文化芸術推進事業実施要項

長野県教育委員会事務局 保健厚生課

1 目 的

地域の体育館や公民館等の様々な場所で、親子を含めた地域住民がスポーツ、伝統文化、芸術等の多様な体験・鑑賞等が享受できる機会を提供し、学校内外で地域子どもたちが、スポーツ・文化芸術活動の体験機会が失われたことで生じる体験格差を是正するとともに、スポーツ・文化芸術活動の振興を通じた地域の活性化を促進する。

2 実施内容

- ・多様な活動に触れる機会を契機に、子どもたちが、自分に合ったスポーツ・文化芸術活動を見つけて自分らしく取り組むことで、一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」ととことん追求する「探究県」長野の学びの実現を図る。
- ・地域において、現行の部活動や地域展開後の設置率が低いスポーツ・文化芸術活動を中心に「スポーツ・文化芸術活動バイキング体験会」を開催し、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動を経験する機会を提供する。
- ・生徒や保護者が安心して地域クラブ活動に参加することができるよう、体験を通して地域クラブ等の関係団体と地域との親密な関係性を構築する。
- ・参加した生徒・保護者へのアンケートを行い、興味・関心の広まりや、活動に対する満足度、保護者の捉えなどを収集・分析し、するとともに、今後の多様なスポーツ・文化芸術推進事業の普及拡大（横展開）のための足がかりとする。

3 実施対象

市町村、市町村が連携している地域クラブ、設置率が低いスポーツ・文化芸術活動とする。
ただし、1市町村1事業とする。

4 実施期間

令和8年8月15日（水）～令和9年2月28日（日）

5 経 費

次の経費は県教育委員会事務局保健厚生課が負担する。

- ・指導者の報償費
- ・指導者の旅費
- ・参加者の保険料
- ・会場使用料（エアコン・照明含む）

令和8年(2026年)6月22日付け通知(8教保第285号)にて施行
ぜひご活用ください

6 実施団体の募集及び決定

- (1) 令和8年7月31日（金）までに、〈様式1〉申請書を電子メールで県教育委員会へ提出する。
- (2) 県教育委員会は申請書を審査し、実施市町村を決定する。
- (3) 県教育委員会は、実施市町村と事前に打合せを行い、市町村と連携して体験会等をサポートする。

オンラインクラブ活動トライアル事業

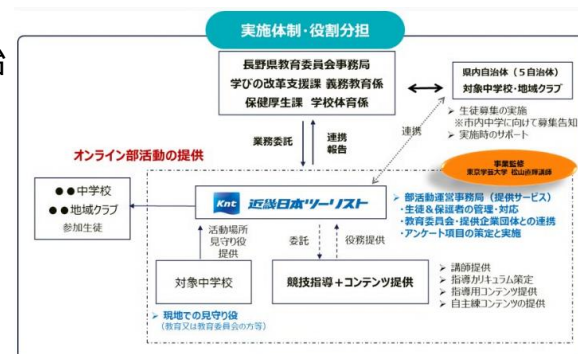
目的

中山間地における専門的な指導者不足や、地域クラブ活動の広域化に伴う移動手段の確保が困難といった課題に対応するため、ICTを活用した遠隔指導の導入を通して、地域事情に寄らず、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に参加可能な事例を創出

現状と課題

- 小規模町村と中山間地が多い本県は、**子どものニーズに応じた活動の専門的な指導者不足が大きな課題**
- 実施主体と指導者不足の課題解消を図るため、R7年度実証事業においては、12地区30市町村が広域連携で取り組む。今後の生徒数減少を鑑みれば、**広域連携の取組がさらに加速することは必定**
- 平日の地域展開を見据えた場合、休日の活動以上に指導者確保がより困難
- 広域連携の地域クラブ活動は、**練習会場までの移動手段確保や費用負担が課題**
- 国は指導者不足を解消するためICTを活用した遠隔指導を推進
- 令和7年度にICT活用オンラインクラブ活動トライアル事業を開始

実施自治体	実施競技	実施主体
御代田町	バスケットボール	信州ブレイブウォリアーズ
長野市	バドミントン	(株)アーシャルデザイン
飯綱町	バドミントン	N T T東日本バドミントン部
小布施町	陸上競技	東京学芸大学陸上部
松本市	ダンス	M H Sヒップホップダンススクール



- 遠隔指導の性質を考慮し、武道やグラウンドで行うサッカー等、**各競技・分野の特性に応じた検証が必要**

事業内容

令和7年度に業務委託して実施した「オンラインクラブ活動トライアル事業」を継続しつつ、武道やグラウンドで行う競技種目を5競技（**バレー、剣道、柔道、サッカー、野球**）加えた他、**美術、家庭科**（調理や裁縫）など文科芸術系の分野も含めて効果的な遠隔指導方法の検証を進め、平日の地域展開に向け汎用性を高める

現在、プロポーザルに向けての準備を進めています。実際に市町村、地域クラブ等に募集をかけるのは7月末以降となる予定。今年度は、競技種目を増やし、文化芸術分野も視野に入れ、地域事情によらず、多種多様な活動に参加可能な環境を整備していく予定です。

1 地域クラブ活動の認定要件が必要な理由

中学校の教育活動の一環として教員免許の資格をもつ教員が指導者（顧問）の部活動とは異なり現状の地域クラブ活動は・・・

①指導者資格や安全基準が不明確

②活動内容や指導方法が不明確

③運営体制が不明確

④公的支援や諸団体と連携不足

認定要件を満たす地域クラブ活動を支援することで

① 安全性の確保と責任の明確化

② 質の高い活動の保障

③ 持続可能性の確保

④ 公的支援や連携の促進

指導者の資格や経験、活動場所の安全基準、緊急時の対応体制等を確保することで、地域クラブ活動の安確保とともに、事故発生時における責任の所在の明確化

活動目標や指導計画の策定、指導者研修の義務付けを認定要件に設けることで、効果的な環境整備につながり、教育的・育成的な側面も重視した活動に期待

適切な受益者負担、会計報告の義務付け、運営委員会の設置等を求めることで、活動の透明性を高め、持続可能な運営体制の構築に資することに期待

認定要件を満たすことで、地方自治体からの補助金や助成金、学校施設の使用許可など、公的な支援を受けやすくなるとともに、学校や他の地域団体との連携も円滑化

2 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動に関する実行会議」最終とりまとめ

国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要

➡ 公的負担を投入に値する地域クラブ活動認定要件（判断基準）が必要

国の「地域クラブ活動認定要件」を受け、本県に即した「認定地域クラブ活動の要件」を策定

※ 要件に即した地域クラブ活動を認定するのは市町村

3 認定地域クラブ活動の要件策定

R7. 8月 国から地域クラブ活動認定要件が示される

R7.12月 第9回県協議会にて「信州地域クラブ活動認定要件ガイドライン（素案）」を提案

R8. 2月 第10回県協議会にて「信州地域クラブ活動認定要件ガイドライン（案）」を提案

R8. 5月 各市町村への意見聴取及び検討

R8. 7月 教育委員会内で検討、第11回協議会にて（策定案）協議→8月策定へ

市町村が地域クラブを認定するにあたっての県独自の確認事項について

認定地域クラブとは

スポーツ庁・文化庁が示した「地域クラブ活動に関する認定制度」に即して、市町村が、**中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動**を「認定地域クラブ活動」といい、子供たちの地域での活動の受け皿となるクラブを認定することにより、**公的支援を受けることや、安心安全な活動機会の提供が可能**となる。

長野県では、国の認定制度を基本に**県の実情を踏まえた独自の確認事項**を示すことにより、県内各市町村における認定制度への取り組みを促進し、子供たちの実りある地域クラブ活動への展開を推進する。

国が示した地域クラブ活動に関する認定要件

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

市町村が地域クラブを認定するにあたっての県独自の確認事項について

国の認定要件

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

第10回協議会にて協議済

確認事項

- 国は単一の中学校区、複数の中学校区、当該市町村の一部を例示、
- 十分な参加人数を見込めない場合等には、当該市町村の全域、複数の市町村など、柔軟に対象区域を定めることも想定



(1) 本県の現状

本県は、市町村数（全国2位）及び過疎市町村数とも多く、生徒の多様なニーズに応じた活動を保障するため、既に広域連携による地域展開の取組が多い。

(2) 対象区域を狭域・広域に設定することのメリット・デメリット

狭域を対象地域とすることにより、地域クラブの活動を把握しやすい、学校との連携が図りやすい、などのメリットがあるものの、広域に比べると生徒のニーズに応じた多様な活動の保障が難しくなる。一方で、生徒の移動の負担や、競技性に偏重した活動が生まれやすいといった広域ならではのデメリットも予想される。

長野県における確認事項

以下の留意事項を加筆する

- 生徒の募集範囲（対象区域）は、原則として、県内各10圏域（佐久・上田・諏訪・上伊那・南信州・木曽・松本・北アルプス・長野・北信）の範囲内とすること。ただし、生徒の居住地域等の個別の事情※により、これによらない場合は県との協議の上、市町村で認定する。

※ 例：隣接する圏域や他県から受け入れる場合、オンラインクラブ活動、特定の地域でのみ活動する場合が想定される。

市町村が地域クラブを認定するにあたっての県独自の確認事項について

国の認定要件

- ② 国が定めたガイドライン並びに「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

第9回・第10回協議会にて協議済

留意事項

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上 of 休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※1

※1) 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上 of 休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。~~想定されるが、生徒の負担を鑑み、このような活動形態が常態化しないよう配慮すること。~~生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

(1) 本県の現状

休日の地域展開が進む中、**休日は地域クラブ、平日は部活動として活動**を行っている と推察され、今後、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、**多様な形態**が予想される。

(2) 本県の指針

- 週末に大会、コンクール、各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、**週末の活動が常態化しないよう配慮する。**
- 大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、**他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。**

長野県における確認事項

認定要件・留意事項を**修正・加筆**（赤字部分）し、生徒の負担とならないよう配慮する。

認定地域クラブ対象区域外からの参加における県との協議について

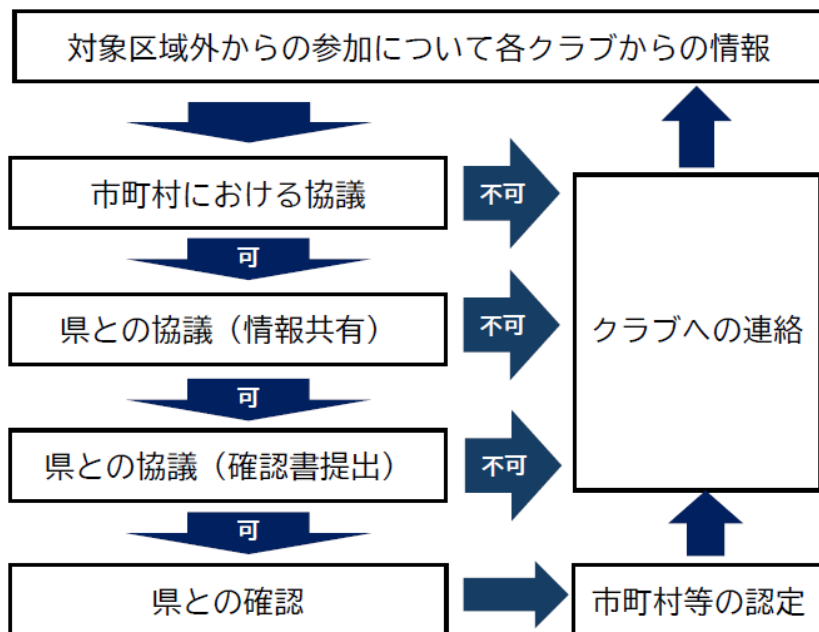
○長野県における確認事項

以下の留意事項を加筆する

○生徒の募集範囲(対象区域)は、原則として、県内各10圏域(佐久・上田・諏訪・上伊那・南信州・木曽・松本・北アルプス・長野・北信)の範囲内とすること。
ただし、生徒の居住地域等の個別の事情※により、これによらない場合は**県との協議の上、市町村で認定する。**

※例：隣接する圏域や他県から受け入れる場合、オンラインクラブ活動、特定の地域でのみ活動する場合が想定される。

○市町村等の動きについて



取扱注意

認定地域クラブ対象区域外からの参加 確認書（県との協議）

以下の留意事項を加筆する

○生徒の募集範囲(対象区域)は、原則として、県内各10圏域(佐久・上田・諏訪・上伊那・南信州・木曽・松本・北アルプス・長野・北信)の範囲内とすること。
ただし、生徒の居住地域等の個別の事情※により、これによらない場合は**県との協議の上、市町村で認定する。**

※例：隣接する圏域や他県から受け入れる場合、オンラインクラブ活動、特定の地域でのみ活動する場合が想定される。

市町村名	
認定地域クラブ名	
種目等（活動内容）	
学校名	__中学校
学年・性別	__学年 男・女 ○
個別の事情についての概要 対象生徒の状況 等	
	*可能な範囲で記入 *詳細はヒアリング
市町村の意見	
県による確認	令和 年 月 日 保健厚生課_____

令和 年 月 日 ○○市町村：担当者名 _____

*提出前に電話（026-235-7448）にて事前の情報共有をお願いします。

*パスワード（事前の情報共有時に確認）厳守

*提出先 保健厚生課 club-support@pref.nagano.lg.jp

地域クラブ活動の相談窓口設置について

目 的

部活動の地域展開により、地域クラブ活動における運営体制・指導・人権等に関する問題や要望について、適切かつ迅速に対応できる相談体制の構築を目指す

対象者

地域クラブ運営団体・指導者・保護者・子ども

機 能

相談対応及び相談内容に応じて関係機関へつなげることを主とする

相談方法

電話やメールによる受付
9:00～12:00、13:00～16:30

窓口体制

県（保健厚生課 担当者）に専門相談受付窓口を設置し対応する

相談窓口の設置に係る県と市町村の役割

	役 割
県	相談受付、市町村との連絡調整、適切な専門機関との連携
市町村	認定クラブに対する調査・改善指導、学校・適切な専門機関との連携

支援体制

- ・ 県相談窓口では、まず一時的に相談を受け付け、必要に応じて市町村と連携してヒアリングや状況確認等を実施します。その際、事案に応じて教育事務所とも連携を図りながら、支援体制を構築します。**認定制度に基づく認定地域クラブ活動に対する相談等については、県と連携して市町村が指導助言を行います。**特にいじめに関する事案については、**県・市町村・学校・地域クラブ**が連携して対応していきます。
- ・ 未認定クラブに関する相談についても、市町村と連携して適切な専門機関や相談先につなぐことで、相談者の不安や問題解決に向けた支援を行っていきます。

相談内容のイメージ



生徒・保護者
からの相談

- 指導者からの、暴言・暴力、ハラスメント等
- クラブ内でのトラブル
- 送迎・金銭等保護者負担の重さなど



地域クラブ
からの相談

- 地域クラブの運営の悩み・保護者対応の不安
- 指導者の確保
- 指導者研修会の案内など

6月の市町村教育委員会、郡市校長会にて本資料を提供、周知済み。
→今後開設について通知、チラシにて周知してまいります。

地域クラブ活動相談窓口の設置（イメージ案）

相談者 A
(クラブ員又は保護者等)



相談内容

- ☑パワハラ
- ☑セクハラ
- ☑指導者への苦情
- ☑クラブ内のトラブル
- ☑いじめ

県設置相談窓口

案件毎に
専門機関
へ繋ぐ

情報共有
連携

市町村（運営団体等）

認定地域クラブ
対応

学校

情報共有
連携

暴力、暴言、各種ハラスメント、
差別的言動、不適切指導、いじめ等

JSPO

日本スポーツ協

公認指導者資格認定者
スポ少登録者
サッカー・バスケ・水泳はNFへ

NF

中央競技団体

PF

県内競技団体

市町村・学校

認定クラブの指導者
生徒同士の問題については、
学校と連携し解決に向かって
対応する

その他専門機関

いじめ等のトラブル及び心の
ケアに対応した専門機関
例）（一社）スポーツ法支
援・研究センター

相談者 B（運営団体+市町村）



相談内容

- ☑クラブの運営
- ☑指導者確保
- ☑保険
- ☑大会参加…

県設置相談窓口

運営管理アプリの紹介

市町村
県教委（指導者バンク）

信州オンラインメ
ンター事業の紹介

NF

スポ安の紹介

相談者の希望に応じ、県総括コーディ
ネーターを派遣し、訪問支援を実施

スポーツにおける暴力・ハラスメント等相談窓口一覧のご案内

次のページからご案内するのは、選手を始めとしたスポーツに関わる皆さんが、
スポーツにおける暴力・ハラスメント等によって困っている場合に相談できるよう、
各団体等が設置している相談窓口です。

1. 競技横断的な相談窓口【P.2～】
2. 競技別の相談窓口（①スポーツ【P.3～】②障害者スポーツ【P.13～】）
3. 法務省 人権相談窓口 / 文部科学省 24時間子供SOSダイヤル【P.19】

悩みごとがある場合には、以下の【相談先の具体例】を参考に、一人で悩まず、
いつでも各窓口ご連絡してください。

【相談先の具体例】

○地域のスポーツ少年団や
総合型クラブにおける
困りごとを相談したい場合

日本スポーツ協会へ【P.2】

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid983.html>

各競技団体へ【P.3～】

ひとりで なやまなくて

～だれかに話してみよう～（2026年4月）

総合相談窓口

- 長野県子ども支援センター
(長野県県民文化館子ども若者局子ども・家庭課)
子ども専用無料電話 0800-800-8035
大人専用 026-225-9330

子どもに関する相談全般に応じています。(月～土 10:00～18:00)

- 子ども・若者総合相談センター
子ども・若者サポートネット

(長野県県民文化館子ども若者局次世代サポート課)

ニートやひきこもり等の様々な悩みを抱える子ども・若者やそのご家族の
ための相談窓口です。相談先の情報等はホームページをご覧ください。

学校教育、いじめ、不登校など

インターネットに関する困り事

- 信州ネットトラブルマスターズ
ネットトラブルの対応と相談先をまとめた Web ページです。
- 子どもの非行などの問題行動

- 少年サポートセンター ヤングテレホン

警察本部 026-232-4970
長野中央警察署 026-241-0783
松本警察署 0263-25-0783
上田警察署 0268-23-0783
伊那警察署 0265-77-0783

少年相談専門職員や警察官が、子どもの非行、いじめや犯罪の被害に
関する相談に応じています。

地域クラブ活動認定要件

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
(文科省 令和7年12月) 別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度
【別紙1】地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具
体的な確認事項 より

- ・地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- ・生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※2
- ・市(区町村)が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等(小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等)を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- ・活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市(区町村)や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いについて

令和8年4月27日
教育課程部会
総則・評価特別部会
資料 2 - 1

現行の中学校学習指導要領の記載

※高等学校学習指導要領も同内容

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

次期改訂に向けた方向性

- 「部活動」と部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」の双方について記載
- 「部活動」については，意義・位置づけなど基本的な事項は現行の記載を維持しつつ、①体罰や暴言、事故等の防止、②学校における働き方改革の推進に関する記載を充実
- 「地域クラブ活動」については，新たに，その位置づけや学校との適切な連携等について記載

※ 高等学校等に関しては、「部活動」についてのみ記載

※ 教師の兼職兼業、学校施設の有効活用等を含め、具体的な内容や補足的な事項等は学習指導要領解説で記載

1 各校の取り組みから

6/17 信毎(北信版)

地域クラブでも「頑張れ」

運動部の大会前などに学校を挙げて行われてきた壮行会。部活動の地域展開とともに、校内で壮行会の機会がなくなった長野市川中島中学校で2日、3年生(251人)を対象とした壮行会が新たに開かれた。地域展開の転換期に直面しながら、部活や地域クラブでの活動に打ち込んだ3年生を激励しようと、生徒会が企画。参加した3年生は、それぞれ所属するチームのユニホーム姿で体育館に集まり、互いにエールを送り合った。生徒たちは、大きな声になつて向かい合つと、最後の大会や活動に向けて「今までの練習の成果を出し切ります」などと決意表明。「フレイフレー」など大声で応援し、体育館は熱気で満ちた。長野市教育委員会によると、



互いにエールを送り合う生徒たち

長野市川中島中、部活地域展開で新たな壮行会

市内の公立中は2025年12月時点で運動部の72%、文化部の53%が地域移行を完了した。川中島中では25年夏に運動部が活動を終え、文化部は美術、科学、技術の3部が3年生のみで活動しているが、今秋の文化祭で活動を終了する。

壮行会を担当した末石歩(いしあゆむ)諭(のり)によると、地域クラブは練習場所がばらばらのため、生徒同士がどんな活動をしているのかが見えにくくなった。全校での壮行会も25年度で終了したが「新たな形の壮行会を通じてお互いの頑張りが分かり、自分も頑張ろうと思えたらいい」とした。

地域展開により同校サッカー部から地域クラブ「犀南BEL EZA(ベレーザ)FC」へ移った松林憲佑(のり)さん(14)は、全校での壮行会や応援歌など「今までの伝統がなくなるのは残念」。バレーボールの地域クラブ「グランツ川中島」に所属する仲條恭一郎さん(15)は「応援し合えてうれしい。今後も壮行会が続く」と話していた。

変わる
ブカツ

2 地域の取り組みから

小学6年生が中学校部活動を体験

上田四中と四中文化スポーツ部活動推進委

上田市の第四中学校と第四中学校文化スポーツ部活動推進委員会（降旗次男委員長）は17日から、部活動の地域展開に関連し、通学区内の小学校6年生を対象に、初の休日部活動（クラブ活動）の体験会を同校で始めた。



休日部活動の体験会でサッカーの練習

地域展開を見据えて、部活動推進委員会が発足。休日や平日の部活動は外部指導者などの取り組みが進み、生徒から意見を聞くなどしている。今回の体験会は、中学校で部活動がなくなってしまうのではないかと心配する小学生の保護者の声から、四中ではこれまでも継続してできることを体験してもらおうと企画した。

通学区内の6年生からの希望で、サッカー、陸上、剣道、美術、卓球（男女）、テニス（男女）、スポーツ吹奏楽（来年度から新設）、バスケットボール（男女）、バレーボール（男女）の体験会を、2月21日までの土曜日、5日間に分けて行うことになった。

初日はサッカー、陸上、剣道、美術を行った。

練習試合に出ている2年生を除き、中学1年生と一緒に複数の外部講師の指導で練習を行った。

外部講師の小林広三さんは「子どもたちの人数が減っているため、他校だと合同チームになる場合もあり、（学校ではない）クラブチームになると厳しくなる面がある。中学校の教育の一環もあり、子どもたちの成長も考慮して行いたい。やりがい、子どもたち、選手がいて、私たちコーチがいる。6年生には、ボールが大人と同じ、ボールになることや、試合での人数が必要になることを感じてほしい」と話していた。

6年生は黄緑のビブスを身に付け、ウオーミングアップから、ボールを持った相手としっかりと向かって抜かれないようにする動きや、四角に広がって

2026/2/14 東信ジャーナル

3 本日協議していただきたいこと

学校との連携について各市町村の取り組みの具体を共有
(連携している市町村 約80%)

市町村状況調査から (R8.6)

学校との連携における課題や今後必要となる連携を共有

本日の協議内容を
資料にて共有

市町村教委連絡協議会 等
郡市校長会 等

地域クラブ活動と
学校との連携100%へ



ぜひ具体的な取り組み事例をお寄せください

中学校部活動の 「地域展開」が目指す新しい姿

一人ひとりの
「好き」や「楽しい」、「なぜ」を
とことん追求できる
「探究県」長野の学び

「地域展開」とは、学校と地域を二項対立で捉えるものではありません。
これまで学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、
広く地域全体で支えていくという考え方です。

この考え方をより明確にするとともに、地域全体で支えることにより生まれる新たな価値を大切に、これまで以上に豊かで幅広い活動の実現を目指しています。

こうした意図から、「地域移行」ではなく、「**地域展開**」という名称を用いています。
地域クラブ活動は、教育的意義を有する活動です。生徒が継続してスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で望ましい成長を支えていくものです。

そのためには、地域クラブと学校が連携していくことが重要です。

(参考「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 令和7年5月16日)

「第4次長野教育振興基本計画」における以下の「施策の柱」の具現化を図ります

- 生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる
- 文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる機会をつくる

地域展開による新たな地域クラブ活動を通して、以下の姿を目指します

- ◆ 地域の実情や願いに応じたスポーツ・文化芸術活動を充実
- ◆ 子どもたちの多様なニーズに応じた活動機会の創出
- ◆ 他校の生徒との交流による社会性の伸長
- ◆ 多世代交流機会の増加による地域コミュニティの強化
- ◆ クラブ単位による各種大会・競技会等への参加
- ◆ 教員の働き方改革を推進し、地域の学校教育の質の向上



信州地域クラブ活動応援サイト <https://shinshu-club.asfsite.jp/>



【地域クラブ活動 お問合せ先】

長野県教育委員会事務局
保健厚生課 学校体育係
電話 026-235-7448
FAX 026-234-5169
E-mail club-support@pref.nagano.lg.jp



ALL信州で支える 「地域クラブ活動」とは？



長野県内の中学校における部活動の課題は？

- 生徒数の減少により、学校単独での活動や大会参加が難しい
- 廃部や休部により、生徒の興味・関心のある部活動の保障が難しい
- 専門外顧問が60%以上 専門的な指導ができず、教員の負担感も高めている

県の方針（休日の地域展開や平日の活動）は？

- 原則として、休日・平日ともに全ての中学校部活動を地域展開します
- 新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の中学校部活動の地域展開完了を目指します
- 平日はできるところから地域展開を進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、教職員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施します

地域や保護者にできることは？

- 地域クラブ活動の指導者、又は協力者として「信州地域クラブ活動指導者人材バンク」にご登録をお願いします
- 保護者の皆様方には、クラブ運営に係る会費の支出や練習会場までの送迎等のご負担をおかけする場合がございます
各自治体に会費の低廉化を求めるとともに、財政支援の研究をしてまいります

地域クラブ活動 相談窓口の設置について

地域クラブ活動における指導・人権・運営等の問題や、不安等に関するワンストップ相談窓口を設置し、専任のコーディネーターが対応します。

多岐にわたる相談について、必要に応じて市町村や関係機関と連携してヒアリング等を行い、安心・安全で質の高い地域クラブ活動の実現を目指します。



生徒・保護者

- 指導者からのハラスメント
- クラブ内でのトラブル
- 会費について など



地域クラブ

- クラブ運営・保護者対応
- 指導者確保
- 指導者研修会の案内 など

電話 026-235-7448

Mail club-support@pref.nagano.lg.jp

(平日9:00~12:00、13:00~16:30)



まずは上記まで問い
合わせください

相談窓口

信州地域クラブ活動指導者人材バンク

地域クラブ活動指導者
及び
安全な活動を見守って
いただける地域の皆様

募集!

あなたも地域クラブで 活躍してみませんか

「子どもの健全な成長をサポートしたい」情熱をもつ方
指導者資格不要 教員免許不要 経験不問

登録者には、県内のスポーツ・文化芸術活動の大会等に係る情報提供やオンラインによる研修（無料）を実施いたします

※ 既に地域クラブで指導・協力していただいている方もご登録いただけます

指導者・協力者 登録はこちら



長野県では、新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の中学校部活動の地域展開完了を目指しています



信州地域クラブ活動推進
公認シンボルマーク

【地域クラブ活動 お問合せ先】

長野県教育委員会事務局
保健厚生課 学校体育係
電話 026-235-7448
FAX 026-234-5169
E-mail club-support@prefnagano.lg.jp



学び応援キャラクター
「信州なび助」
©長野県教育委員会

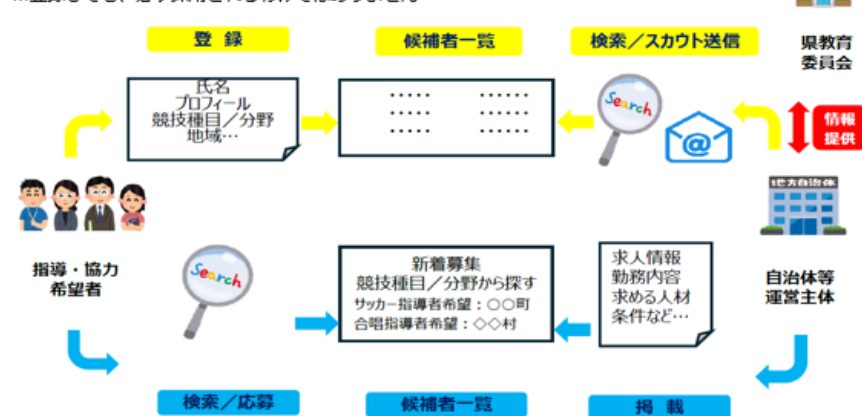
信州地域クラブ指導者人材バンクシステムについて

長野県では、令和6年3月に策定した「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」に沿って、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる社会環境の構築を目指すとともに、教員の働き方改革による学校教育活動の質の向上を図ることを目的に、中学校の部活動の地域展開を進めています。

信州地域クラブ指導者人材バンクシステムは、今後、地域が主体となって推進する地域クラブへの移行を進めるための支援策であり、マッチング強化を目的に、運営主体（市町村）と登録者が、直接交渉可能なシステムを構築し、令和7年12月より運用を開始しました。

人材バンクシステムによるマッチング

※登録しても、必ず採用されるわけではありません



指導者リストQ&A

- Q. 登録の対象となる活動（競技種目や文化芸術活動）は、決まっていますか？
A. 登録する活動は特に限定いたしません。スポーツや文化芸術活動に関する活動で、地域の部活動にはない活動やレクリエーション的な活動など幅広い活動を想定しています。また、指導ではなく、子どもたちの活動を見守っていただける方もご登録ください。
- Q. 指導者として採用された場合、指導報酬等はどうなりますか？
A. 報酬額や交通費は、運営団体・実施主体等の規定によります。
- Q. 指導者・協力者への研修（無償・オンライン）とは、どのような内容ですか？
A. コーチングの基本、ハラスメント防止をはじめ、スポーツ医学や心理学等、多面的な内容を想定しています。

1 勤務時間内における教員の地域クラブ活動の指導について

【地域クラブ活動】

- ・地域クラブは、社会教育活動の一環であり、教育公務員特例法第17条第1項の「教育に関する」に含まれる。

教育公務員特例法17条に基づく社会教育活動

市町村が定めていることが大切

2 教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱(国のひな形) 第6条より

- 教育公務員特例法第17条による兼職兼業の許可を受けている場合は、(給与を受け、又は受けないで)勤務時間内に地域クラブの業務(職兼業許可申請書:様式1にて申請した「従事内容」に沿った業務)に従事することができる

3 職専免等の手続きについて

- 申請で認められた「従事内容」に沿って地域クラブ活動の業務に従事する場合、勤務時間内であっても改めて職務専念義務免除の許可を得る必要はない(教特法17条による市兼職兼業許可に職専免が含まれている)
- 学校長への事前の相談及び職専免承認整理簿への記入は必要

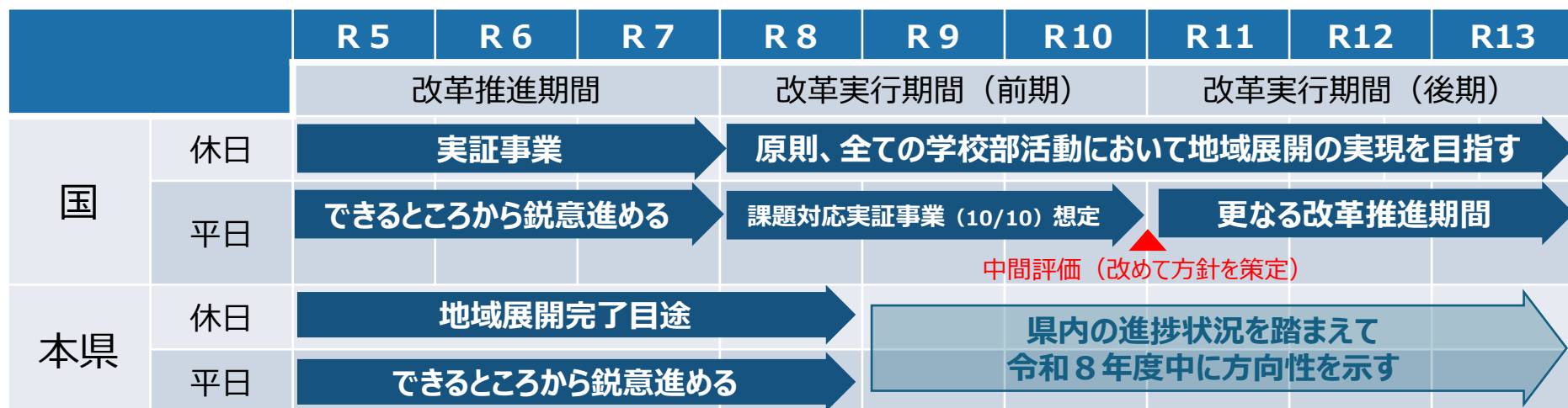
4 留意点

- 職免扱いのため公務災害は対象外、責任の所在や保険、交通費等の費用弁償は地域クラブによる対応
- 教職員としての給与が発生している時間内であることから、地域クラブからの報酬の授受については検討する必要がある

5 地域貢献活動休暇とボランティア休暇の比較(ポイント) ～第8回協議会資料抜粋～

	地域貢献活動休暇	ボランティア休暇
要件の考え方	費用弁償程度の報酬を受け、特別休暇を取得	無報酬で、特別休暇を取得
要件	県内で行う地域に貢献する活動	自発的、報酬を得ないで行う社会に貢献する活動
対象活動	地域クラブ活動の実施主体として協議会が認定する団体 地域部活動	地域部活動も要件に記載の活動の範囲内で対象
報酬	有無を問わないが、営利を目的とする活動、報酬額が適当でない活動や雇用関係に基づくと認められる活動は対象外	無
活動時間帯等	正規の勤務時間中(特別休暇)	正規の勤務時間中(特別休暇)
付与日数	5日	5日

部活動の地域展開における今後のスケジュール



長野県地域クラブ活動推進ガイドラインの改訂に向けたスケジュール案

- R7.12月 国からガイドラインが示される
- R8. 7月 第11回県協議会にて
 - ・ 認定要件について確認→8月県定例会にて策定
 - ・ ガイドライン改定に向けてたスケジュール提案・意見聴取
- R8.11月 第12回県協議会にて 方向性（素案）を提案
- R9. 3月 第13回県協議会にて 方向性（案）を提案
- R9. 3月 「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」改定に向けた方向性を示す